

## 保育提供体制の確保のための実施計画について

### 1. 本件の概要

市区町村は、毎年、保育需要と提供体制の「見える化」を図ることを目的とした「保育提供体制の確保のための実施計画」（以下、「実施計画」という）を作成し、国に提出することとされている。

令和6年12月20日、こども家庭庁は「保育施策の新たな方向性」を取りまとめ、これからの保育政策については「量の拡大」から「質の向上」へ方向性を転換することが示された。

これを受け、令和7年3月27日付こ成保第247号 こども家庭庁成育局保育政策課長通知にて、国が行う財政支援に関する新たな実施方針が示され、令和8年度以降は、国が指定する事業については、実施計画の提出にあたり、地方版子ども・子育て会議等で承認を得ることが必要となった。

そのため、国が指定する事業のうち、周南市において実施している下記の事業について、令和8年度以降も継続実施するため、本会議に報告の上、確認をいただくもの。

事業名
保育士宿舎借り上げ支援事業

### 2. 実施計画

国に提出する実施計画は、下記のとおり。

項目	資料
保育提供体制の確保のための実施計画	資料①
保育需要と提供体制における課題【特定教育・保育施設】	資料②

## 保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名:

周南市

## 1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

作成対象:全市区町村

保育提供区域	複数区域	→プルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。				
		令和7年4月1日 実績	令和8年4月1日 見込み・計画数	令和9年4月1日 見込み・計画数	令和10年4月1日 見込み・計画数	令和11年4月1日 見込み・計画数
保育提供区域の 設定の考え方	まちづくり総合計画における地域区分に合わせて設定					
就学前児童数 ①	0歳児	732.	731.	714.	699.	684.
	1・2歳児	1,584.	1,505.	1,478.	1,460.	1,426.
	3歳以上児	2,631.	2,557.	2,450.	2,334.	2,253.
	合計	4,947.	4,793.	4,642.	4,493.	4,363.
ズ(申込保育者)数 ②	0歳児	127.	129.	129.	129.	127.
	1・2歳児	940.	899.	888.	877.	859.
	3歳以上児	1,416.	1,393.	1,342.	1,280.	1,243.
	合計	2,483.	2,421.	2,359.	2,286.	2,229.
(申込)率 ①	0歳児	17.3%	17.6%	18.1%	18.5%	18.6%
	1・2歳児	59.3%	59.7%	60.1%	60.1%	60.2%
	3歳以上児	53.8%	54.5%	54.8%	54.8%	55.2%
	合計	50.2%	50.5%	50.8%	50.9%	51.1%
(利用)整備員数	0歳児	250.	250.	252.	252.	252.
	1・2歳児	930.	930.	940.	940.	940.
	3歳以上児	1,526.	1,506.	1,509.	1,509.	1,509.
	合計	2,706.	2,686.	2,701.	2,701.	2,701.
待機児童数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	2.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	2.	0.			

## (4)－1

貴市区町村における保育の現状について、貴市区町村における計画の内容や地域のあり方にも言及しながら、課題及び今後取り組むべき内容を具体的に記載してください。

※計画とは、市町村子ども・子育て支援事業計画だけでなく、総合計画、人口やまちづくり・地域づくり、保育施設の再編等に関する計画などを指します。

## ①課題

本市においては、保育サービスの充実を図るため、保育を担う人材の確保と定着が重要な課題となっている。少子化の進行等にもとない就学前年齢人口は減少傾向であるが、一方で、保育ニーズは、特に都市地域で高い水準となっており、いわゆる入所保留児童に向けた保育の受入体制の確保が必要となっている。また、発達支援児や医療的ケア児など、支援や加配が必要な児童へのきめ細かな対応のためにも保育士の人材確保が求められている。

## ②今後取り組むべき内容

本市では、令和5年に「周南市子どもまんなか宣言」を定め、子どもを取り巻く環境に十分に配慮し、子どもや子育て中の方々の視点を真ん中に据えたまちづくりを推進している。子ども誰でも通園制度など、新たな保育需要もある中、多様なニーズに対応し保育の質の向上や保育環境の充実のためには、保育士不足の解消が重要な取組みの一つであることから、保育士の就労環境の改善や新たな保育士の確保につながる施策の展開を行っていく。

※上記①②に記載した計画の掲載URL・該当ページ数(ホームページ掲載されていない場合はデータ添付してください)

「周南市子ども計画(P60～61)」(第4章:事業計画 基本目標 家庭の育てる力を育て、安心して子どもを産み、育てることの出来る環境づくり 3 主な取り組み内容 (4)多様なニーズに対応できる教育・保育環境の充実)  
HP: <https://www.city.shunan.lg.jp/site/kodomosien/129821.html>

## (4)－2

財政支援D、G、H、I、J、Lについて、(4)－1で記載した内容も踏まえて、その財政支援を必要とする理由を希望する財政支援ごとに記載してください。

貴自治体が希望している財政支援は下記のとおり

○	D	G	H	I	J	L
---	---	---	---	---	---	---

保育士宿舍借り上げ支援事業を活用し、保育士の確保・定着を図っていく。本市においては、保育士の就労環境の改善や新たな保育士確保の方策として、これまで、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業など保育対策総合支援事業を活用し、受入体制の整備に努めてきた。また、これらに加えて、令和5年度からは、保育士宿舍借り上げ支援事業を活用することで、人材の確保・定着に一定の成果を見せている。今後もこの支援を活用することが有効であるとともに、その他の取組みとの相乗効果も高いことから、「地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策」として、保育士宿舍借り上げ支援事業の採択を希望する。